

富士市告示第68号

地方公営企業法（昭和27年法律第2929号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者を次のとおり指定し、富士市立中央病院の診療費用等に係る一部の未収金の収納事務を委託したので、富士市病院事業会計規則（昭和42年富士市規則第40号）第24条の2第3項の規定により告示する。

令和6年4月1日

富士市長 小長井 義 正

1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

名 称 紀尾井町東法律事務所

所 在 地 東京都千代田区麴町3-7 半蔵門村山ビル3階

2 指定公金事務取扱者の指定した日

令和6年4月1日

3 指定公金事務取扱者に委託をした日

令和6年4月1日

4 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 委託する収入科目

入院収益、外来収益、その他医業収益及びその他医業外収益

6 委託する事務の範囲

支払期限を経過した未収金（診療内容に係る紛争により患者等が支払を拒んでいる未収金及び患者の自己破産により免責決定がなされた未収金を除く。）の管理回収事務